

## 令和2年白老町議会定例会10月会議会議録（第1号）

令和2年10月 8日（木曜日）

開 議 午前10時00分

散 会 午前11時36分

---

### ○議事日程 第1号

- 第 1 会議録署名議員の指名
  - 第 2 議会運営委員会委員長報告
  - 第 3 行政報告について
  - 第 4 議案第 1号 令和2年度白老町一般会計補正予算（第6号）
  - 第 5 議案第 2号 令和2年度白老町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
  - 第 6 議案第 3号 令和2年度白老町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）
  - 第 7 報告第 1号 専決処分の報告について  
(損害賠償の額の決定について)
- 

### ○会議に付した事件

- 議案第 1号 令和2年度白老町一般会計補正予算（第6号）
  - 議案第 2号 令和2年度白老町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
  - 議案第 3号 令和2年度白老町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）
- 

### ○出席議員（14名）

- |           |             |
|-----------|-------------|
| 1番 久保一美君  | 2番 広地紀彰君    |
| 3番 佐藤雄大君  | 4番 貳又聖規君    |
| 5番 西田祐子君  | 6番 前田博之君    |
| 7番 森哲也君   | 8番 大淵紀夫君    |
| 9番 吉谷一孝君  | 10番 小西秀延君   |
| 11番 及川保君  | 12番 長谷川かおり君 |
| 13番 氏家裕治君 | 14番 松田謙吾君   |
- 

### ○欠席議員（なし）

---

### ○会議録署名議員

- |           |          |
|-----------|----------|
| 13番 氏家裕治君 | 1番 久保一美君 |
| 2番 広地紀彰君  |          |

---

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町	長	戸田安彦君
副町	長	古俣博之君
副町	長	竹田敏雄君
教	育	安藤尚志君
総務課	長	高尾利弘君
財	政	大黒克巳君
企	画	工藤智寿君
経	済	富川英孝君
農	林	三上裕志君
生	活	本間力君
町	民	岩本寿彦君
税	務	大塩英男君
上	下	本間弘樹君
建	設	下河勇生君
健	康	久保雅計君
子	育	渡邊博子君
高	齡	山本康正君
学	校	鈴木徳子君
生	涯	池田誠君
消	防	笠原勝司君
病	院	村上弘光君
アイヌ	総	笹山学君
経	済	臼杵誠君

---

○職務のため出席した事務局職員

事	局	長	高橋裕明君
書		記	村上さやか君

---

### ◎開議の宣告

○議長（松田謙吾君） 本日10月8日は休会の日ですが、議事の都合により、特に定例会10月会議を再開いたします。

これより、本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

---

### ◎会議録署名議員の指名

○議長（松田謙吾君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第109条の規定により、議長において、13番、氏家裕治議員、1番、久保一美議員、2番、広地紀彰議員を指名いたします。よろしくお願いたします。

---

### ◎議会運営委員長報告

○議長（松田謙吾君） 日程第2、議会運営委員長報告をいたします。

議会運営委員会委員長から、本日の会議前に開催した議会運営委員会での、本会議の運営における協議の経過と結果について、報告の申し出がありましたので、これを許可いたします。

議会運営委員会小西秀延委員長。登壇願います。

〔議会運営委員会委員長 小西秀延君登壇〕

○議会運営委員会委員長（小西秀延君） 議会運営委員長報告。

議長の許可をいただきましたので、本日の本会議前に開催した議会運営委員会の経過と結果についてご報告いたします。

令和2年白老町議会定例会は、明年1月5日まで休会中ではありますが、会議条例第6条第3項の規定により、休会中にかかわらず議事の都合により10月会議を再開することといたしました。

本委員会での協議事項は、令和2年白老町議会定例会10月会議の運営の件であります。

本定例会10月会議に付議され提案されている案件は、町長の提案に係るものとして、各会計の補正予算3件、専決の報告1件の議案4件であります。

担当課長から、その概要について説明を受けた後、いずれも本日の議事日程といたしました。

このことから、10月会議の再開は、本日1日間としたところであります。

以上、議会運営委員長の報告といたします。

○議長（松田謙吾君） 議会運営委員長の報告がありました。

委員長報告に対し質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

これで委員長報告は報告済みといたします。

---

### ◎行政報告

○議長（松田謙吾君） 日程第3、行政報告を行います。

町長から行政報告の申し出がありましたので、これを許可いたします。

戸田町長。

〔町長 戸田安彦君登壇〕

○町長（戸田安彦君） 令和2年白老町議会定例会10月会議の再開に当たり行政報告を申し上げます。

白老町立国民健康保険病院における外科常勤勤務医師の採用についてであります。

本病院におきましては、平成25年4月以降、外科医の常勤医師が不在となっておりますが、常勤医の採用に向けて関係機関に要請を行っていたところ、このたび、北見市の民間医療機関に勤務されていた、外科医師、田口一博氏を10月1日付にて新規採用し、同月5日から勤務を開始する運びとなりました。

外来診察日は、当面の間、毎週火曜日の午前と、木曜日及び金曜日の午後の週3回の診療を担当し、さらには入院患者の対応をはじめ各種健診及び予防接種など、夜間の当直業務等についても対応することとなります。

なお、田口医師の専門分野については一般外科と救急科となり、主に外来系総合医として初期治療について実績があり、回復期医療に精通していることから今後の活躍に期待するものであります。

なお、本10月会議には、議案3件、報告1件の提案申し上げておりますので、よろしくご審議賜りたいと存じます。

○議長（松田謙吾君） 行政報告はこれで終わります。

---

### ◎議案第1号 令和元年度白老町一般会計補正予算（第6号）

○議長（松田謙吾君） 日程第4、議案第1号 令和2年度白老町一般会計補正予算（第6号）を議題に供します。

提案の説明を求めます。

大黒財政課長。

○財政課長（大黒克己君） 議案第1号、議1-1をお開きください。令和2年度白老町一般会計補正予算（第6号）でございます。

令和2年度白老町一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3,666万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ133億1,487万9,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年10月8日提出。白老町長。

2ページをお開きください。「第1表 歳入歳出予算補正」、1歳入、3ページの2歳出につきま

しては記載のとおりでございますので説明を省略させていただきます。

続きまして、歳入歳出事項別明細書の歳出から説明をさせていただきます。8ページ、9ページをお開きください。

歳出の説明に入る前に、このたびの補正予算は通例の予算補正のほかに、新型コロナウイルス感染症対策として2事業を計上いたします。当該対策事業はこれまでと同様に担当課長より、個別資料に基づき別途説明いたしますのでよろしくお願い申し上げます。

このことから、私の予算説明では事業説明は省略いたしますのでご了承をお願い申し上げます。

それでは、事業の説明に入らせていただきます。

2款総務費、1項総務管理費、3目一般管理費、(1)役場庁舎警備員室屋根改修事業391万6,000円の新規計上補正でございます。役場の警備員室は昭和63年以来32年が経過し、腐食した屋根から雨水が侵入して雨漏りが発生し、これまでも幾度となく補修を繰り返していることから、このたび、屋根全面を張り替えることとし、工事費を計上するものでございます。財源は一般財源でございます。

続きまして、3款民生費、1項社会福祉費、2目老人福祉費、(1)高齢者支援商品券給付事業(交付金事業)、予算額2,676万6,000円の新規計上補正であります。事業説明は省略させていただきます。続きまして、2項児童福祉費、4目児童福祉施設費、(1)児童関連施設従事者慰労金給付事業(交付金事業)、予算額489万円の新規計上補正であります。以上、説明は省略いたします。

10ページです。10款教育費、1項教育総務費、5目諸費、(1)旧社台小学校遊具整備事業59万4,000円の新規計上補正であります。昨年度に老朽化した遊具を撤去したことから、このたび新たに遊具を新設することとし、滑り台付きジャングルジム1基を購入設置する経費を計上するものであります。財源は禅照寺様から当該遊具購入資金として指定寄附をいただいたことから、寄附金50万円を充当し一般財源9万4,000円を充当するものであります。

続いて、14款諸支出金、1項諸支出金、1目基金管理費、(1)各種基金積立金50万円の増額補正でございます。教育振興基金積立金寄附分50万円は禅照寺様からの指定寄附分の積立でございます。歳出は以上でございます。

続いて、歳入でございます。4ページ、5ページにお戻りください。一般財源の説明をいたします。20款繰入金、1項繰入金、10目財政調整基金繰入金675万7,000円の増額補正でございます。高齢者支援商品券給付事業(交付金事業)に対し充当した新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金2,000万9,000円の不足分として675万7,000円を繰入するものであります。なお、今補正予算時点における残高については約10億4,100万円となっております。

続いて、21款繰越金でございます。1項繰越金、1目繰越金、次のページの前年度繰越金になります。401万円の計上でございます。歳出総額に対する歳入の不足分として401万円を計上いたします。これにより、繰越金の留保額は1億8,324万6,000円となるものでございます。

以上で補正予算第6号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長(松田謙吾君) それでは、追加説明として臨時交付金事業の説明をお願いします。

山本高齢者介護課長。

○**高齢者介護課長（山本康正君）** それでは、お手元でございます、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業についての資料に基づきまして、ご説明をさせていただきます。

ナンバー1の資料をご覧いただきたいと思います。事業名、高齢者支援商品券給付事業でございます。こちらについては事業費が2,676万6,000円となっております。内訳につきましては、コロナの交付金が2,000万9,000円、その他、財政調整基金繰入金から675万7,000円をいただいて事業を行うものでございます。事業目的といたしましては、新型コロナウイルス感染症防止において、重症化が心配される高齢者の新たな生活様式の確立に向けた支援を行うため、令和2年度内に65歳に達する町民に対して商品券を給付するものでございます。

事業概要につきましては、交付対象者を令和2年10月1日を基準日といたしまして、住民基本台帳に登録されている方で昭和31年4月1日以前に生まれた方（令和2年度中に65歳に到達される方）を対象として、こちら約7,650人おられますが、そちらの方を対象としております。事業概要といたしましては、送付機関につきましては、申請はいただかない形で商品券を皆様にお送りするという形で考えてございます。こちら令和2年の11月上旬から12月上旬にかけて商品券をそれぞれ送付させていただきたいと考えております。その商品券の利用期間ということになりますが、令和2年12月1日から令和3年1月31日までの2か月間ということで使用していただくことで考えております。商品券の金額につきましては、500円券6枚を1冊としまして3,000円をお一人お一人にお贈りするという形で考えております。事業費の内訳につきましては記載のとおりでございます。事業効果につきましては、コロナウイルスに感染すると重症化しやすいとされる高齢者の方に対して、コロナ禍での新しい生活様式を支援することで感染予防が図られると考えてございます。

○**議長（松田謙吾君）** 続いて、渡邊子育て支援課長。

○**子育て支援課長（渡邊博子君）** 続きまして、ナンバー2、児童関連施設従事者慰労金給付事業でございます。事業費は489万円で、全額コロナ対応の臨時交付金を充当いたします。事業の目的です。緊急事態宣言下において、児童の保育等を継続的に行い、社会機能の維持に不可欠な役割を担っている児童関連施設等に勤務する職員が、自らが感染リスクの高い環境において、集団感染の防止に努め、心身に大きな負担をかけながら業務に従事していたことに対し、心からの感謝の気持ちを込めて慰労金を給付するものでございます。事業概要です。対象となる施設は、町内の保育所、認定こども園、放課後児童クラブ、子育てふれあいセンターで、対象者は町が保育園等の登園自粛要請及び小学校が休校していた3月1日から5月31日の期間に対象施設に勤務した職員です。子育てふれあいセンターについては、保護者が仕事のためファミリーサポートセンター事業の託児や送迎を行った提供会員です。支給額は、常勤の保育士、放課後児童支援員で期間中に10日以上勤務した者が5万円、常勤以外の保育士と放課後児童支援補助員で期間中に10日以上勤務した者に3万円、10日未満の勤務であれば5,000円、ファミリーサポートセンター提供会員も5,000円となります。事業費の内訳は記載のとおりで、合計152名、489万円の事業となります。この事業を実施することによりまして、心身に負担をかけながら従事した職員のモチベーションの維持・向上につながり、離職防止や新たな職員確保の取り組みにつながると考えてございます。

○議長（松田謙吾君） 提案の説明が終わりました。

これより、本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

8番、大淵紀夫議員。

○8番（大淵紀夫君） コロナ関連で2点お尋ねしたいのですが、1点は、また今北海道全体で増えてきているのですが、胆振地方にもかなりな感染者が出ているように新聞報道されていますが、差し障りのない範囲で結構ですから白老町の検査の状況や、また罹患している方、守秘義務等々いろいろあると思いますが、どのような感染状況にあるのか、苫小牧、室蘭市は表示されていて増えていないのです。ですから、どのような状況にあるのかということが差し障りのない範囲で答弁願いたい。

もう一つは、コロナによる影響が一定収まった部分もあるように見受けられますが、現在の一番大きな問題点は何だと町は捉えているか。今の状況含めて現状分析をどのようにしているかという意味です。これは経済的、社会的、政治的、全ての部分でどのような状況になっているか。細かくではなくて大きく白老町としてはどのように捉えているかということです。

もう1点、初めのほうのコロナ禍の関係での、財政調整基金のほうから使っているというもの、これ以前の報告では何次補正かでコロナの使用目的が決まっていなかった部分で、交付金が来る可能性があるという、それで財政調整基金を使うという記憶があったのだけれど、それでいいのかどうか。

○議長（松田謙吾君） 久保健康福祉課長。

○健康福祉課長（久保雅計君） 町内、胆振管内含めてコロナの感染状況でございますが、昨日現在でいきますと、胆振管内38名の方が累計で罹患されているという状況であります。町内の検査の状況ですが、あくまで町として推定の数字になりますが、10月5日現在でいきますと56名の方が検査されております。ちなみに胆振管内全体でいきますと2,125名検査されておまして、そのうち町内では56名の方が検査されていると想定されます。全道の合計は10月5日現在6万281名ということですので、検査している件数としては、人口割でいきますと白老町の方は比率でいくと少ないほうなのかと思います。最近胆振管内で発生している状況はありますけれども、私も新聞報道等で見ている限りですが、ある特定の会社名が出ていたりとか、そのようなところで感染しているのかと推測されますが、一般的に言われているのは夜の飲食が多いということ、保健所からの話でいくと通勤の関係で札幌に通勤されている方とか、そのような方が多いという傾向があるというふうになっております。あとは、勤務中はマスクをするのですが、休憩時間とかマスクを外していつものように会話してしまったりすると、そのようなところでも感染しやすいと、ちょっとした気のゆるみでそういうところで感染しやすいと言われておりますので、その点につきましては国のホームページや道のホームページでも公開されておりますので、引き続きそのようなところでうちのほうとしても周知できるところは周知して、少しでも感染予防に努めて行けたらと考えているところでございます。

○議長（松田謙吾君） 古俣副町長。

○副町長（古俣博之君） 全体的な関係で、担当の私のほうからお話したいと思います。

今、罹患数だとか、町内ではまだ発症者はいないということで、検査に回っている数の状況は今

お話しとおりののですけれども、私が受けている中で傾向としては、全道的に言えば30代以下の若い人たちの発症が多いという中なのですが、本町においては塊ということではなくて、若い人たちもいますけれども高齢者の方々も出てきております。そういう中で検査状況については病院のほうも発熱状況をみながら、これはというような判断がなされた場合については、早くするために苫小牧市立病院の検査よりは苫小牧市内にできているPCR検査の機関のほうが、今余裕があるせいもあるのか分かりませんが、速い動きが出ております。

現在のコロナ禍の問題というようなことでは、今、インフルエンザの予防接種が始まりました。高齢者を優先的にということでの押さえ方を含めてやっていますけれども、町立病院の状況を見るとインフルエンザの予防接種者が多くなっております。そういうことを鑑みたときに国でも大きく心配されているようなインフルエンザとコロナウイルスの合併的な状況がこれから出てくる、そのときの対応の仕方を町としてもどのようにしていくか。発熱外来もこの間のコロナ交付金の中で、今ある場所ではなく特別につくるということで対応はするのですけれども、そのような体制をしっかりとりながら予防関係をしっかりと進めていきたいと思っております。

経済的にと申しますか、動きに中においてはウポポイの関係については詳しいことは関係課長のほうからお話してもらうことになるかと思っておりますけれども、博物館の入場制限も100人から200人というふうに拡大されて、全体的には状況としては拡大傾向にあるように思っています。経済対策についてはこれまでのコロナ交付金等も含めて、一定限対策をとってきているということもありますから、今後も出ていく事業もあるので、一定限その中では動きは進んでいるかと思っております。あとは、本当に季節を迎えて、今後G o T o トラベルなどで人の動きも出てきておりますので、そのような関係で町内に入ってくる方々との接触関係において感染者が出ないように、再度事業者含めて注意喚起を図ってまいりたいと思っております。

○議長（松田謙吾君） 笹山アイヌ総合政策課長。

○アイヌ総合施策課長（笹山 学君） ウポポイの入場状況等についてはなのですけれども、10月6日現在で約11万人の方が入館されております。また、8月下旬から修学旅行の方も入ってきておりまして、同じく10月6日現在で早く2万人の修学旅行生の方が来られております。

ウポポイについては入館時に発熱チェック、それから各施設に入るときに消毒の徹底、博物館でも若干緩和されましたが入場制限、それから体験交流についても一定の人数、入場制限がされておりまして、ソーシャルディスタンスが図られております。ウポポイのコロナ対策のほうは有効にされているということで、コロナの罹患者が出ていない状況と捉えております。

○議長（松田謙吾君） 大黒財政課長。

○財政課長（大黒克己君） ご質問のありました令和2年度の新型コロナウイルス感染症対策事業の財政調整基金の繰入状況でございますけれども、補正予算で言うと第1号と第6号で、事業の一般財源分として使用したのが2,953万7,000円でございます。そのほかに補正予算の第3号と第5号におきまして、補助事業の裏負担として入るであろうという見込み分を仮に財政調整基金から繰り入れたという額が、合わせて7,201万3,000円。現在までのトータルで1億155万5,000円の財政調整基金の繰り入れをしているところでございます。現在、この事業については執行中のものもあり、最終的な額



は定まっておられませんので、今後どの程度の状況になるかというのは、これからの推移を見定めていかなければと考えてございますが、最終的には全体の交付金の整理ということを行わなければならないと思っておりますし、考え方といたしましては財政調整基金の繰り入れを可能な限り抑えるということと共に、交付金については余すことなく事業を実施していきたいと考えてございます。

○議長（松田謙吾君） 8番、大淵紀夫議員。

○8番（大淵紀夫君） 今の件は基本的に理解できました。ただ、裏負担分は分かりました。それは基本的にはコロナで対応してもらえる可能性が高いと、2,953万円の部分については、そのような可能性があまりないという意味で、白老町全体にしたコロナ交付金で対処をするという、そのような意味なのか。裏負担分では見てもらえないのかどうか、そこの辺りだけ伺います。

それからコロナ全体の問題、説明でわかりました。理解はしました。白老町は出ていないということですね。今、町民の方々本当にどこへ行っても、ウポポイに来るお客さんが全国からくるわけです。そこに対する恐怖感は何となく尋常ではないような部分も感じられることがあるのです。縮小すれとか全然そういうことを私は言っているのではないのです。今、課長が言われたようなことを、徹底されていることを町民に知らせる。例えば、ウポポイはこのようにしています。本当に万全にしています。というようなことが町民が理解できるような形で広報する必要があるのではないかとすごく気になっているのです。町民の恐怖感は何となく異常だということも感じられますので、ただ、私も先日札幌へ行ったら、本当に大したもの、地下街を歩いてもどこを歩いても、駅でもマスクをしていない人はほとんどいません。ゼロに近い。本当にビクッしました。そういう防疫意識というのはかなり上がっているというのは理解できるのですが、それでも、札幌には絶対行かないという人は周りにいますから、ですから、そういう広報をしても見ていただけるかどうかという疑問は私もないわけではないのだけれど、ちょっと考えた方がいいのではないかと思うのですが、そこら辺りの見解を伺います。

○議長（松田謙吾君） 大黒財政課長。

○財政課長（大黒克己君） 財政調整基金の繰り入れの関係ですけれど、補助裏で想定している約7,200万円については、交付時期はまだ定まっておられませんけれど、この部分についてはある程度国の交付金で来るだろうと想定しております。補正第1号と補正第6号で計上した一般財源に充てた分、これあくまでも単独事業ということでこれは国の補助裏ということは期待できません。ということでこの約3,000万円につきましては、第1次、第2次で白老町に交付限度額として示された額の中で調整をさせていただくということで考えております。

○議長（松田謙吾君） 笹山アイヌ総合政策課長

○アイヌ総合施策課長（笹山 学君） ウポポイの感染対策についての広報でございますけれども、先ほど申しました内容について、財団等のほうにももう一度さらに確認いたしまして、町といたしましても住民の方々の不安を解消するように広報等で啓発していきたいと考えておりますのでよろしくお願いたします。

○議長（松田謙吾君） ほか、ございませんか。

4番、貳又聖規議員。

○4番（貳又聖規君） 臨時交付金の関係なのですが、私、先般の補正予算で反対の立場だったものですから、今回高齢者支援事業、児童関連施設従事者の慰労金給付事業、これは本当に町民の皆様、児童関係施設に関わる関係者の皆様の心、痛みに寄り添った事業であるということで評価いたすものであります。私のほうから1点質問であります、議案書の11ページの旧社台小学校の遊具整備事業についてであります。遊具整備していただいたということで事業的に私はとても評価するものであります、12月の一般質問からこの旧社台小学校の活用については、国との連携事業とはまた別に、社台の地域住民の皆さんの声をお聞きした展開が必要であると質問させていただきました。それに対しての答弁は、もちろん住民の方々のお声を聞いて取組を進めると。私がそのとき申したのは、例えば体育館の開放であったり、グラウンドの利活用の部分でありましたが、その後社台の関係者の方との意見交換されているかどうか、体育館の活用について今どのような状況になっているかお伺いいたします。

○議長（松田謙吾君） 鈴木学校教育課長。

○学校教育課長（鈴木徳子君） 旧社台小学校の遊具の関係で、社台の方たちとの協議については子供たちがつくっている社台防衛隊と協議を2回、7月に協議を行っております。そのときには社台防衛隊は、どのようなことを考えて要望書を出されたかというところで、遊具が撤去された経緯等についてもお話をさせていただいて、社台防衛隊の4名の方たちと教育長と私とで話し合いをさせていただきました。子供たちから出てきた意見としては、財団のほうで旧社台小を使うにあたって、グラウンドを使えるのか使えないのかというところが分かりづらいという意見もありまして、そこも整理させてもらうということと、子供たちが一番望んでいたのは、社台の子供たちがみんなで集まって遊べるような環境が欲しいというところで、体育館についての要望も子供たちからあったのですが、今の段階では体育館については開放するにはいろいろ条件整備が必要なので、今のところグラウンドの中の遊具等含めて整理の活用というところで、子供たちにはお話をさせていただきました。

その部分で子供たちの遊具の設置等を考えてもらえるのであれば、大丈夫だというところで意見をもらいまして、その形で子供たちも新しい状況とかがあったときに情報をたくさんもらえるようにしてほしいという要望もありましたので、その辺りについては対応できるようにということで、学校教育課のほうで窓口になるような話で整備をさせていただきました。

○議長（松田謙吾君） 4番、貳又聖規議員。

○4番（貳又聖規君） そのお話は分かりました。ただ、体育館の活用については、私の耳に届いている住民のお声でいくと、例えば、サッカーをやられておられるお子さんがいる家庭、実際に冬になったら室内のサッカーになりますけれども、そうなるとはまなすスポーツセンターへ行かなければならないという状況があります。そういった意味でもやはり体育館を利用したい。関連施設なのですからけれども社台生活館、こちらについても例えば、今社台は地域活動とても頑張っていると思います。牧場の会です。牧場の会が社台生活館を使う際には有料になるのですが、そういった際もどうかしてくださいというお声も入っているものですから、今回グラウンドの話は分かりました。やはり体育館の活用ですとか、社台生活館の活用も含めて、社

台の地域住民の方々のお声をきちんと酌み取っていただいで施策に反映させていただきたいと思ひます。

教育のほうは分かりましたがアイヌ施策のほうではいかがでしょうか。

○議長（松田謙吾君） 竹田副町長。

○副町長（竹田敏雄君） 体育館、それから生活館について、それらの活用について地域の方の声を聞いてということだす。体育館の使用についても先ほどお答えしましたけれども、条件という部分がありますのですぐに開放できるということにはならない部分もあります。とはいえ地域の方の要望でございますので、その辺は伺いながら何ができるのかということは考えていかなければだめだと思ひますけれども、すぐに開放できるものもあるのかもしれないけれども、地域の方の話を聞いた中で一緒に話し合いをしていきたいと思ひます。

○議長（松田謙吾君） 4番、貳又聖規議員。

○4番（貳又聖規君） 今副町長の答弁で理解するところと一部できないところとあるのですが、国との連携はよろしいですけれども、まずはきちんと、私はこの質問は12月にしていたわけであります。これからということではなくてすぐにでも、そのような社台の住民の皆さんの思いがあるものだから、きちんとしていただいで活用策を見出したいと思ひますのでよろしくお願ひいたします。

○議長（松田謙吾君） 竹田副町長。

○副町長（竹田敏雄君） 繰り返しの答弁になってしまひますが、その部分につきましては、時間をかけない中で、お話を聞いた中で対応していきたいと思ひております。

○議長（松田謙吾君） ほか、質疑はございませんか。

2番、広地紀彰議員。

○2番（広地紀彰君） 今回の新型コロナウイルス感染症対策の補助金の有効活用をしながらという形について、特に児童関連についてはファミリーサポートの事業にかかわって、病児の預かり方、今件数が少なくなっているように見受けられますが、ほかにもコロナ禍に限らず、病気の子供たちを預かったり、お世話しなければならぬ。そういう立ち位置の方に手厚い思いが伝わるような事業になっていいなと考えていますので、これについては評価したいと思ひます。高齢者の支援の商品券給付事業なのですけれども、年末年始の物入りの時期に高齢者の方に一定のお見舞いの気持ちを届けるとともに、商品券で交付することによって地域経済に一定の効果あるのではないかと期待しているものです。利用期間が令和2年の12月から令和3年1月31日までと限られた期間になっていて、届いた方たちは本当に喜ぶと思ひうのですが、この中で万度に執行していただいで住民生活の向上と地域経済の活性化という大意を説明してほしいと思ひていますので、なんとなく分からないで1月31日が過ぎてしまひそうな方もいらっしやると思ひうのです。ですからなるべく分かりやすく、大きな字でしっかりと使っていただいような配慮が必要ではないかと思ひます。

○議長（松田謙吾君） 山本高齢者介護課長。

○高齢者介護課長（山本康正君） この商品券の使用期間ですとか、そういった部分の周知につきまして、やはり申請なしで直接お送りするということもありますので、お手元に突然届くということ

がありますので、その部分は11月の広報においてプレミアム商品券の広報と一緒に掲載をする形で考えてございます。そこで商品券が届くということと、商品券の中に差出状というか、文章の中に入れます。使用期間、それから実際に町のほうからどのような目的で今回送らせていただいたのだというところを、高齢者の方たちでするのでなるべくわかりやすく見やすい形を工夫してお送りさせていただいて、利用期間内の使用を促進できるような形で考えてございます。

○議長（松田謙吾君） ほかございませんか。

12番、長谷川かおり議員。

○12番（長谷川かおり君） 慰労金・給付金事業に関して質問させていただきます。本当にこのたびは児童関連の施設の方々を支給していただくことになりまして本当にありがとうございます。それに伴いまして介護の関係なのですけれども、国のほうからは発症していない事業に一人5万円というところなのですけれども、6月末までに入職され10日間の就労に満たないため支給の対象外になってしまった方もいると伺っています。そちらの町のほうでどのように調査しているのかということと、その方に対して町の特別な事業として支給事業を行っていただけるのかどうか。そこをお聞きいたします。

○議長（松田謙吾君） 山本高齢者介護課長。

○高齢者介護課長（山本康正君） 介護の慰労金といいますか、関係でございます。こちらについてはそれぞれの事業所において国で決められた基準にのっとって、国保連合会に慰労金申請をいただいて受給いただくという形になってございます。やはり、一定の基準を設けるという中で、そういった基準から外れる方は確かにいるというのは我々も当然承知しているところでございます。ただ具体的に個別の事業所でそれぞれ申請を行うものですから、町のほうでそれを取りまとめはしておりません。調査とかもしておりませんので、実際に基準から外れた方がどれくらいいらっしゃるのか、現在押さえてはおりませんが、基準を設けた以上外れる方がいらっしゃるというのは町としてもそのような部分が出てくるだろうと認識するところであります。ただ、今のところその方たちに対して町のほうで独自に同じように慰労金を給付するということについては、ほかの状況等もありますけれども、ほかの職種とかの状況もありますし、ただ、町としてはあくまで国のほうで決めた介護の従事者の方に対しての慰労金ですので、それはそれで申請をいただいて受給いただくということで、それ以外の上乗せというのは現在のところは考えていないというところでございます。

○議長（松田謙吾君） 12番、長谷川かおり議員。

○12番（長谷川かおり君） 上乗せとかというわけではなく、例えば6月25日に入職されましたら6日間しか6月は勤務されていないから対象外です。でもコロナ禍に関しての感染対策というのは、現場はひっ迫しながら現在も行われております。その方たちに対してです。国からいただける方はいいのです。国からいただけない方に対して町の独自の支援金を今後しっかりと取り組んでいただきたい。そのところをしっかりと動きを見ながらぜひ取り入れていただきたいのです。

○議長（松田謙吾君） 山本高齢者介護課長。

○高齢者介護課長（山本康正君） 今、長谷川議員のおっしゃる部分については十分理解できます。当然、基準の中で従事された時期が基準に満たないという、そのような方にどうするのだということ

ころはわかりますが、今私どもとして考えているのは、10日間というのは実際にあります。それでコロナウイルスの北海道において発生した期間から10日間と言われますが、実際にそれに満たない方というのも各事業所の中でいらっしゃると思います。その方たちをどうするのかというところもございます。やはりどうしても国のほうで一定の基準を設けてその基準に満たない方というのはどうしても出てくるかと思えます。コロナの交付金の関係が一定程度今回の補正予算を出させていただいた中で、国の動きはこれからわかりませんが、まずは町のほうで今やれる施策についてはやってきたという部分があるかと思えます。今後、国の動き、最終的に事業所が取りまとめをして国保連合会とやり取りをした中で、実際に給付されない方がかなり多いと、実際に国としてどうなのだというところで国のほうで再度考えるということも出てくるかもしれませんし、それを町で考えるのかということについては、今後の動きを見ながら、他市町村の動きを見るのも当然ですが、現在ではなかなか基準があって、それから漏れた方について、その方においてもいろいろ事業が違ふと思うのです。そこで就職された方、就職された時期がその時期なのか、離職等の関係で離職された時期が10日間に満たなかった。その方により事情が違ふものですからなかなか町としては国の基準の中で、事業所として申請をいただくということで考えております。

○議長（松田謙吾君） 村上病院事務長。

○病院事務長（村上光弘君） うちも介護老人保健施設、事業所ございますので、事業所としてどのような形で捉えているか実態も含めてご答弁したいと思います。介護老健施設きたこぶしの部分、職員分9月の末に慰労金の申請をさせていただきました。6月末が一つの基準日となっております、該当になるかならないかの理由は山本高齢者介護課長のほうからありましたけれども、7月以降に介護事業所に入って来る方がおります。そういった方には我々も採用の際に、前事業所の中で慰労金申請されたかという話をさせていただいていると。幸い当施設におきましては、介護施設から介護施設という形で転職される方が多数なものですから、前職場のほうでしっかりそれはしているという形で確認をしているということです。課題になっているのは先ほどからありますとおり、全く違う業種から介護施設になると。なおかつ日数が足りないということで、そういった方には慰労金の対象ではないということもございますけれども、それについては町内の施設担当者の方も、いろいろ私も確認した中ではその辺りを心配している方もおります。山本高齢者介護課長のほうからありましたとおり、国の動きというのも実際みていかなければなりませんし、実際そのような方が来年春までどれくらい入ってくるのかということもしっかり確認させていただいた中で、町のほうとも検討していきたいと思っております。

○議長（松田謙吾君） ほかございませんか。

5番、西田祐子議員。

○5番（西田祐子君） 今回のことも含めてなのですが、何点が質問させていただきます。

高齢者支援商品券給付事業、前回もプレミアム商品券ということで白老町の多くの町民の方々が買ってまちの中も結構潤ったというような一般的なイメージを持ちました。今回も高齢者の方々にということなのですが、町民の方々から利用できない店舗があると。これは手数料が発生するからそれで利用できないのでしょうか。どのようなことなのでしょう。できれば多くの白老町

内の店舗が、このようなものがせつかくあるのであれば使えない店舗があると。その辺についても少し、手数料の関係とか教えていただければありがたいと思います。

2点目は、G o T o トラベルとか、飲食関係のほうとかいろいろやっていらっしゃって、私も用事があって洞爺のほうのホテルに行こうと思いましたが、ほとんど満員でホテルが取れないという状況がありまして、すごい人気なのだと思えてびっくりしております。食事のほうもちょっといいところを法事で使いたいと思ったのですが、いいお店は予約で満員で使えないという状況がありまして、そのような中で白老町の現状はどのようになっているのか。使えるお店ですとか、ホテルとかそのような状況はどのようになっているのかお伺いしたいと思います。

3点目に、トイレの関係でお聞きしますが、前回も学校関係とか教育関係施設とか、それから火葬場のほうの施設とか、いろいろ工事されるようになっていたのですけれども、それについていろいろな工事の詳細が決まったら議会に提供していただけたようになっていたのですけれども、今だにないので、工事する期間ですとか、使えない期間というのをわからないものですから、確か何もないと思うのですけれども、その辺どのようになっているのかできれば町民が多く使う施設ですので、その辺をお伺いしたいと思います。

○議長（松田謙吾君） 臼杵経済振興課参事。

○経済振興課参事（臼杵 誠君） プレミアム商品券との関係性もございますので、私のほうから答弁をさせていただきますと、利用できない店舗があるということは、一定程度広く10月末までやっている第1弾の商品券については、おおむね150店舗が利用できるということになっているのですが、高齢者商品券についても店舗としては同じなのですけれども、商工会のほうで参加企業を募集するというので、店舗それぞれの考え方によって手を挙げるかどうかということなのですが、以前は手数料と言いますか商品券を自分のお店で使われたときに換金するときの手数料というのをいただいていたのが従前のやり方だったのですが、広くいろいろな店舗に参加していただきたいということで換金手数料もなくして、それによって広く皆さん入ってきてくださいというようなことで今回から取り組んでいるところです。

第2弾のプレミアム商品券に合わせて高齢者向け商品券もやっていくことになりましたが、今後募集するにあたって前回よりもより一層たくさんのお店に参加をしていただけるよう期待をしつついるところでございます。

○議長（松田謙吾君） 富川経済振興課長。

○経済振興課長（富川英孝君） G o T o トラベル関係のお話でございます。町内の宿泊施設でいますとG o T o トラベルの登録をしているのが5軒程度ということになってございます。また、合わせての地域クーポン券の関係ですが、これが関係省庁含めて躍起になっているというか、登録がなかなか進まないということで町内でも9月末時点で20店舗強ということで、観光協会、商工会からそれぞれ会員さんに改めて再通知と申しますか、加盟を増やすような取り組みを行っているところでございます。現状においては、なかなか国の制度自体が各地域に届ききっていないと申しますか、地域クーポンなどは利用可能ですよというようなステッカーなどを貼るような取り組みもございまして、そういったスターターキットが登録をしてもなかなか登録にならないと申しますか、手

続きの時間を要している状況もあって、スターターキットもなかなか届かないし、事務局との個別の対応についてもなかなかうまくいかないというのが現状足踏みしているような状況にあると思っています。ですから、6月19日にそういったときに第1回の申請とかございましたけれども、そこに載っているところは徐々に徐々に地域クーポンの対象ですとか、そういった部分はできているのですけれども、その後の取り組みになっているところについては時間を要している現状でございます。

○議長（松田謙吾君） 池田生涯学習課長。

○生涯学習課長（池田 誠君） すでに公共施設トイレ等の改修工事が始まっているところもありまして、ただ全ての施設が同じ期間でスタートしているわけではないので、必要の都度、広報、ホームページ、利用団体等でお知らせした上で対応させていただいております。

ただ、申し訳ございませんが、すでに白老コミセンのほうのトイレの1階、2階の改修工事始まっております。すでに広報等ではお知らせしておりますが、大きな工期は別として11月末くらいまでには完成させて皆さんに利用していただけるかと考えております。併せて体育施設につきましては、体育館及び柔剣道場の工事が今後予定されておりますが、そちらにつきましては今の工事が業者さんかなり立て込んでおりますので、年明けくらいから実際に年度末までの間で完成するような目標を持って進めさせていただいているところでございます。改めてそのような周知につきましては、窓口、広報、ホームページ等々で対応させていただきたいと思っております。

○議長（松田謙吾君） 工藤企画課長。

○企画課長（工藤智寿君） 今の工事の関係の広報の在り方という部分でございます。今池田生涯学習課長が答弁させていただいたように、それぞれの町民への周知ということで広報には掲載させていただいておりますが、全体を通しましてきちんと、これから町民の皆さんが特にお使いになる施設について十分周知を図っていくよう努めてまいりたいと考えてございます。

○議長（松田謙吾君） 本間生活環境課長。

○生活環境課長（本間 力君） 白老葬苑のトイレ改修の状況でございますけれども、先般入札がありまして契約の締結をしております。今回の工事に至りましては、和式を洋式に替えるなどの大掛かりな工事になりまして、建築・機械・電機ということで、大きく3つの区分に分かれます。おおむねの工期が12月中旬ということで長期間にわたるものですから、その中で利用者の把握につきましては、既存で洋式の多目的トイレが1基ございますので、それを利用させていただくことと、複数の方の利用が想定されますので、外部になりますけれども簡易トイレの設置なども検討しながら対応していくという状況でございます。今工事を発注した段階でございますので詳細につきましては今後詰めていきながら、先ほど答弁したとおり広報等、関係機関のほうと周知しながら対応してまいりたいと考えております。

○議長（松田謙吾君） 鈴木学校教育課長。

○学校教育課長（鈴木徳子君） 白翔中学校のトイレの改修工事については、令和3年3月までの予定でありまして、第1期工事が1階、2階のトイレについて既に工事が開始している状況で、12月を境に1階、2階の工事を終えて、今3階のトイレを子供たちが使っている状況です。終わったあと12月中旬から2期工事が始まりまして、それが3階の工事ということで大体3月までをめ

どというところで、そのときには1階、2階のトイレを使用するという形で工事が進められることになっておりますが、近隣の方ですとか、そのような形で状況をお知らせする方法については、同じようにいろいろなアイテムを使って周知する方法を考えたいと思います。

○議長（松田謙吾君） 5番、西田祐子議員。

○5番（西田祐子君） 今回の高齢者支援商品券の件なのですが、最初の説明では以前は手数料がかかっていたけれども、今回は一切手数料がかからないと理解してよろしいですね。参加する店舗の方というのは、全然、自分たちのほうから持ち出しとか負担というのは一切ない中でこれが取り行われているということですね。そうすると、私たち手数料が発生するから参加しないのかと誤解していた部分もあったのですが、そうではないということを理解させていただきました。今後これに向けて、第2弾、多くの店舗が参加していただけることによって、町内での経済の循環、好景気につながっていただいて、倒産とか廃業とかにならないような状況に、ぜひしていただけるように頑張っていただければと思います。期待しておりますのでお願いいたします。

2点目のG o T o トラベルの関係なのですが、旅ログとかそういうところでネットできるとは聞いてはいるのですが、今回で白老町は一応観光地ですから先ほど同僚議員の質問もありましたけれど町外からもたくさんいらっしゃると思うのです。そういう中で町内の事業所さんがどれほど多くの観光客の方々を取り入れることができるかという努力をしていただかなければいけないかと思っていますので、その辺は担当としても強力に使えるような店舗を増やしていただきたいと思います。もう1点、今使っている商品券、これからまた新たにプレミアム商品券が発行されますけれども、そういう商品券とG o T o トラベルの食事券とか、食事の割引とか確か1,000円くらい割引になるとか、これは並行して使えるのかどうなのかその辺も使い方も教えていただければと思います。並行して使えるということになると、町民としてもありがたいと思っていますのでその辺をお伺いいたします。

3点目の教育関係の問題なのですが、本当に不親切かなと思います。せっかく工事してくれるのだから、町民の皆さんにこのような工事をしてくれると喜ぶと思うのです。早めに多くの町民の方に理解していただけるように、それと議会側にも図面を下さるということになっていたのですが、来っていないものですから、準備でき次第議会のほうまで全員をお願いいたします。

○議長（松田謙吾君） 富川経済振興課長。

○経済振興課長（富川英孝君） 西田議員おっしゃるとおり観光地というようなウポポイ開業後の受入れも含めて周知・啓発を図ってまいりたいと思っていますのでございます。

それから地域クーポンの関係なのですが、現状使える品目というのが少し制限がございます。そういった部分も含めてということになりますけれども、町で使える商品券は使って、その分お支払いいただいて、クーポンも1,000円単位となりますけれども、適用する品目であればそういったものが使えるというふうになると思いますので、上手に使っていただければいいのかと思っています。

○議長（松田謙吾君） 池田生涯学習課長。

○生涯学習課長（池田 誠君） 図面の関係につきましては大変失礼いたしました。といいますのも議員の皆さんにお示しするのがただの平面図で、ここにトイレがこのような形で和式が洋式にな



りますというもをお配りしたところで、特に内容が分かるという部分ではないのかと思ひまして、先週建築の担当者とのような壁で、どのような色合いでというところの整理をさせていただいております。利用者のほうには事前に通常のトイレの使用が多目的トイレだけで、外で不便を強いさせてさせていただいておりますが、新しいトイレが2階が和式から洋式になるという期待感のほうも多いので、皆さん西田議員がおっしゃっているように期待していただいていると思ひます。その辺がようやくまとまりそうなので、今後このような部分の施設のレイアウト、配置で、どのような便器、壁の色に至るまで分かりやすいようにとりまとめて皆さんにお配りしますのでよろしくお願ひします。

○議長（松田謙吾君） 鈴木学校教育課長。

○学校教育課長（鈴木徳子君） 白翔中学校の部分についても、平面図だけではだめな部分もあるかと思うので、池田生涯学習課長が答弁しているとおひり、出せる部分のところになるかと思ひますが、デザイン等含めての部分だけでもお示しできるようにしたいと思ひます。

○議長（松田謙吾君） 竹田副町長。

○副町長（竹田敏雄君） 商品券の関係でございませうけれども、手数料の部分についてはお答えしたとおひりでございませうので、できるだけ多くの事業者さんに参加してもらえよう商工会のほうと連携しながら取組んでいきたいと思ひます。

○議長（松田謙吾君） ほかございませうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めませう。

これをもって質疑を終結いたしましませう。

これより討論に入ります。討論ありませうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 討論なしと認めませう。

これをもって討論を終結いたしましませう。

採決をいたしましませう。

議案第1号 令和2年度白老町一般会計補正予算（第6号）、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願ひませう。

〔挙手全員〕

○議長（松田謙吾君） 全員賛成。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されませう。

暫時休憩といたしましませう。

休憩 午前11時10分

---

再開 午前11時25分

○議長（松田謙吾君） 休憩を閉じ、会議を再開いたしましませう。

---

◎議案第2号 令和元年度白老町国民健康保険事業特別会計  
補正予算（第2号）

○議長（松田謙吾君） 日程第5、議案第2号 令和2年度白老町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題に供します。

提案の説明を求めます。

岩本町民課長。

○町民課長（岩本寿彦君） 議の2-1をお開きください。

議案第2号でございます。令和2年度白老町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

令和2年度白老町の国民健康保険事業特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ300万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出予算それぞれ23億4,246万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年10月8日提出。白老町長。

次に2ページから3ページの、「第1表 歳入歳出予算補正」につきましては記載のとおりでございますので、説明を省略させていただきます。

次に、歳入歳出事項別明細書の歳出から説明をさせていただきます。6ページをお開きください。

9款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目国民健康保険税還付金、（1）国民健康保険税過誤納金還付金につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により一定程収入が減少した被保険者からの保険税の減免申請に対し、過年度分の保険税の減免を行うためこれに必要な還付金を補正するものであります。新型コロナウイルス感染症に関する還付金につきましては、当初予算では計上しておらず予算が不足することから減免申請を受け付ける。令和3年3月までの見込み額として300万円を増額補正するものでございます。財源につきましては全額特別調整交付金となっております。

次に、歳入でございます。4ページにお戻りください。3款道支出金、1項道補助金、1目保険給付費等交付金、特別調整交付金は歳出でもご説明したとおり新型コロナウイルス感染症の影響による保険税減免にかかる特別調整交付金300万円を増額補正でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（松田謙吾君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第2号 令和2年度白老町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松田謙吾君） 全員賛成。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第3号 令和2年度白老町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（松田謙吾君） 日程第6、議案第3号 令和2年度白老町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）を議題に供します。

提案の説明をお求めます。

岩本町民課長。

○町民課長（岩本寿彦君） 議3-1をお開きください。議案第3号でございます。令和2年度白老町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

令和2年度白老町の後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ125万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出予算それぞれ3億4,257万7,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年10月8日提出。白老町長。

次に2ページから3ページの、「第1表 歳入歳出予算補正」につきましては記載のとおりでございますので、説明を省略させていただきます。

次に、歳入歳出事項別明細書の歳出から説明をさせていただきます。6ページをお開きください。

3款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目保険料還付金、（1）後期高齢者医療保険料過誤納金還付金につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により一定程収入が減少した被保険者からの保険料の減免申請に対して、過年度分の保険料の減免を行うためこれに必要な還付金を補正するものでございます。新型コロナウイルス感染症に関する還付金については、当初予算では計上しておらず予算が不足することから減免申請を受け付ける令和3年3月までの見込み額として125万円を増額補正するものでございます。財源につきましては、全額北海道後期高齢者医療広域連

合から交付される保険料還付金となっております。

次に、歳入でございます。4ページにお戻りください。4款諸収入、2項償還金及び還付加算金、1目保険料還付金、保険料還付金は歳出でもご説明したとおり北海道後期高齢者医療広域連合からの保険料還付金125万円の増額補正でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（松田謙吾君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第3号 令和2年度白老町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松田謙吾君） 全員賛成。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎報告第1号 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定について)

○議長（松田謙吾君） 日程第7、報告第1号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定について）を議題に供します。

提出者からの説明を求めます。

高尾総務課長。

○総務課長（高尾利弘君） 報1-1をお開きください。

報告第1号 専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている下記事項について、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告する。

令和2年10月8日提出。白老町長。

記につきましては、朗読を省略させていただきます。

次のページをお開きください。報1-2。専決処分書でございます。地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、白老町議会会議条例（平成20年条例第51号）第8条の規定により町長において専決処分することができる事項について、次の通り専決処分する。

令和2年9月30日専決。白老町長。

記。1. 損害賠償の額、金4万9,005円

2. 損害賠償の相手方 記載のとおりでございます。

次のページ、説明であります。事故の発生状況でございます。

1. 日時、令和2年7月20日（月）午後2時30分頃。

2. 場所、札幌市清田区里塚7丁目地先、国道36号。

3. 当事者、甲、乙は記載のとおりでございます。

4. 状況でございますけれども、令和2年7月20日（月曜日）午後2時30分頃、（甲）が公務で国道36号の左車線を札幌方面へ走行していたところ、交差点で右折しようとしているトラックの後ろにつけていた（乙）車が左車線へ侵入しようとした際、（甲）車右後方部と（乙）車左前方部が衝突したものでございます。

5. 損害の程度、（乙）車フロントバンパー等の損傷。

6. 損害賠償額、本件は、（乙）車が（甲）車走行車線に進入する際、後方確認を怠ったため発生した事故であることから、（甲）は（乙）車の修理費用16万3,350円のうち過失割合3割分の4万9,005円を（乙）に対して支払うことで示談する。

なお、損害賠償額については、全額保険により補てんされるものでございます。

次のページに、事故の発生状況の図面を付けてございますのでご確認をお願いします。

なお、町の使用車両の右後方部損傷に関わる修理費用につきましては、11万3,190円でございます。

以上で説明を終わります。

○議長（松田謙吾君） ただいま提出者から説明がありましたが、この件に関して何かお尋ねしたいことがありましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） なしと認めます。

報告第1号は、これをもって報告済みといたします。

---

### ◎散会の宣告

○議長（松田謙吾君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

議長より、念のため申し述べておきます。明日、10月9日から明年1月5日までの間は、休会となっておりますのでご承知願います。

本日は、これをもって散会いたします。

（午前11時36分）

会議規則第109条の規定によりここに署名する。

議 長 松 田 謙 吾

署 名 議 員 氏 家 裕 治

署 名 議 員 久 保 一 美

署 名 議 員 広 地 紀 彰